村山市監査委員公告　第 19 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 8 年 10 月 20 日

村山市監査委員　　古　瀬　忠　昭

村山市監査委員　　寺　崎　智　広

記

1. 監 査 の 対 象　　税務課

2. 監 査 の 期 間　　令和 8 年 10 月 8 日から令和 8 年 10 月 20 日

3. 監 査 の 範 囲　　令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況

4. 監 査 の 方 法　　村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。

5. 監査の着眼点　　財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。

6. 監 査 の 結 果　　別添のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。
地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、監査結果に関する報告に添えて意見を通知する。

（別添）監 査 の 結 果

【注意事項】

■歳入歳出事務について

歳入調定について、速やかに処理されたい。

・調定手続きが調定すべき日から１か月を超えて遅れているもの（6 件）

【意見】

令和 7 年度の市税収納率は 93.5％と、前年度より 0.1 ポイント低下しており、平成 25 年度の 90.2％から令和 4 年度の 93.9％まで上昇したものの、足元では物価高騰等の影響もあり、やや低下傾向に転じている。また、国民健康保険税収納率も 82.8％と、同様に 0.1 ポイント低下している。

収納率の向上をはじめとする負担公平性の実現と市自主財源確保の観点は、持続可能な財政運営の基盤であり、長期化する物価高などの社会情勢の変化も踏まえつつ、早期の状況把握と実効性のある対策が求められる。今後とも、利便性の向上やきめ細やかな相談支援と一体になった収納対策について、従来のやり方に安住することなく、社会情勢の変化や新たな工夫を柔軟に取り入れながら、実効性のある取組を継続して力強く推進されたい。